

お宝市番館瀬戸大橋店

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による新設の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成26年6月30日

香川県知事 浜田 恵造

1 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所	西角 邦夫 綾歌郡宇多津町大字東分1623番地1 宮崎 輝雄 綾歌郡宇多津町大字東分1937番地 宮崎 雅彦 綾歌郡宇多津町浜七番丁94番地2ツインタワー瀬戸大橋31-504 宮崎 健二 綾歌郡宇多津町大字東分1532番地5 新田フミコ 綾歌郡宇多津町大字東分1611番地1 横田佳津子 京都府福知山市字猪野々471番地の2 水野 謙作 綾歌郡宇多津町大字東分1627番地 白川 瑞夫 綾歌郡宇多津町大字東分186番地 株式会社MRN 代表取締役 細川雅文 丸亀市田村町124番地3												
大規模小売店舗の名称及び所在地	お宝市番館瀬戸大橋店 綾歌郡宇多津町大字東分板橋東314番地1ほか												
変更した事項	1 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所 <table border="1"><tr><td>変更前</td><td>横田佳津子 綾歌郡宇多津町大字東分1611番地1</td></tr><tr><td>変更後</td><td>横田佳津子 京都府福知山市字猪野々471番地の2</td></tr></table> 2 大規模小売店舗の名称 <table border="1"><tr><td>変更前</td><td>デオデオ宇多津店</td></tr><tr><td>変更後</td><td>お宝市番館瀬戸大橋店</td></tr></table> 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 <table border="1"><tr><td>変更前</td><td>株式会社デオデオ 代表取締役 友則 和寿 広島県広島市中区紙屋町二丁目1番地18号</td></tr><tr><td>変更後</td><td>株式会社イーグル 代表取締役 笹部 隆三 兵庫県加古川市加古川町河原277番1</td></tr></table>	変更前	横田佳津子 綾歌郡宇多津町大字東分1611番地1	変更後	横田佳津子 京都府福知山市字猪野々471番地の2	変更前	デオデオ宇多津店	変更後	お宝市番館瀬戸大橋店	変更前	株式会社デオデオ 代表取締役 友則 和寿 広島県広島市中区紙屋町二丁目1番地18号	変更後	株式会社イーグル 代表取締役 笹部 隆三 兵庫県加古川市加古川町河原277番1
変更前	横田佳津子 綾歌郡宇多津町大字東分1611番地1												
変更後	横田佳津子 京都府福知山市字猪野々471番地の2												
変更前	デオデオ宇多津店												
変更後	お宝市番館瀬戸大橋店												
変更前	株式会社デオデオ 代表取締役 友則 和寿 広島県広島市中区紙屋町二丁目1番地18号												
変更後	株式会社イーグル 代表取締役 笹部 隆三 兵庫県加古川市加古川町河原277番1												
変更年月日	平成25年12月2日（上記1の変更） 平成26年6月28日（上記2及び3の変更）												
変更理由	設置者の住所及び小売業者の変更の為												

2 届出年月日

平成26年6月20日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課 及び 宇多津町産業振興課
縦覧期間	平成26年6月30日から平成26年10月30日まで

4 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から4月以内（平成26年10月30日まで）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された書面については、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び宇多津町産業振興課において当該公告の日から1月間縦覧に供する。

記載すべき項目	ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 イ 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革 ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地 エ 意見の内容
提出先	〒760-8570 高松市番町4丁目1番10号 香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ